

経営革新計画の承認について

資 料 提 供
令和 8 年 9 月 30 日
課 名：経営革新課
担 当 者：和田
内 線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和 8 年 9 月に 6 件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,210件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者(※)の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和 8 年 9 月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
広機工株式会社 呉市広多賀谷	昭和35年	50,000	49	輸送用機械器具製造業	革新的切削加工機導入による新分野製品の生産リードタイム短縮
株式会社音掌堂 広島市安佐北区深川	令和6年	100	0	その他の事業サービス業	空き店舗を活用した複合型コミュニティ拠点の構築による新事業の展開
かじかわ ことみ 梶川琴未 (UTUTU) 広島市安佐北区真亀	—	—	0	広告業	SNS発信力を活かした奥出雲・古民家一棟貸し宿泊事業
クラタ食品有限会社 福山市東手城町	昭和62年	5,000	35	食料品製造業	言語商品情報基盤の構築・ECサイト刷新による海外取引の拡大及び効率化

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

(※)特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものを言います。